



第54回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時：2026年5月28日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

場所：東京都立川市錦町一丁目12番1号

ホテル日航立川 東京 3階 アトランティック

（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場
ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのな
いようにお越しく下さい。）

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 当社と株式会社パン・パシフィ
ック・インターナショナルホール
ディングスとの株式交換契約
承認の件

書面交付請求の有無にかかわらず一律
の書面をお送りいたします。

一部の事項につきましては、法令及び
当社定款第13条第2項の規定に基づ
き、お送りする書面には記載しておりま
せん。

非記載事項につきましては本招集ご通
知3ページをご参照ください。

ご来場いただかなくてもインターネット
又は書面により議決権行使が可能です。

○ 議決権行使書用紙に表示された
「QRコード」をスマートフォンで読
み取ることにより、議決権行使サイ
トに自動的に接続し、議決権行使を行
うことができます。

※ QRコードは株式会社デンソーウェー
ブの登録商標です。

株式会社 **Olympic**グループ

証券コード：8289

証券コード 8289
(発送日) 2026年5月13日
(電子提供措置開始日) 2026年5月7日

株 主 各 位

東京都国分寺市本町四丁目12番1号
株式会社 **Olympic**グループ
代表取締役社長 大 下 内 徹

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.olympic-corp.co.jp/ir/meeting>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会情報」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8289/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「コード」に当社証券コード「8289」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年5月27日(水曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「QRコード」若しくは「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点がございましたらヘルプデスク（TEL. 0120-173-027 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部〔受付時間 9:00～21:00、通話料無料〕）へお問い合わせください。

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年5月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都立川市錦町一丁目12番1号
ホテル日航立川 東京 3階 アトランティック
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにお越しください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第54期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社と株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの株式交換契約承認の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)株主様ご本人又は代理人1名様のみご出席いただけます。なお、当社定款第15条の規定により、代理人は議決権を有する他の株主の方に限らせていただきます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなっておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

●株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件 ご参考

第3号議案 当社と株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの株式交換契約承認の件 「株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの定款」 「株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの最終事業年度（2024年7月1日から2025年6月30日）に係る計算書類等」 ご参考

●事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

「主要な事業内容」 「主要な営業所等」 「使用人の状況」 「主要な借入先及び借入額」 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」

2. 会社の現況

「会社役員の状況 社外役員に関する事項」 「株式の状況」 「新株予約権等の状況」 「会計監査人の状況」

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

5. 会社の支配に関する基本方針

●連結計算書類

●計算書類

●連結計算書類に係る会計監査報告

●計算書類に係る会計監査報告

●監査役会の監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	おおしたない 大下内 (1966年6月13日生) とおる 徹	2017年8月 当社顧問 2017年9月 株式会社Olympic代表取締役副社長 2018年5月 当社代表取締役副社長 2020年5月 株式会社Olympic代表取締役社長 2022年5月 当社代表取締役社長（現任） 2026年3月 株式会社Olympic代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Olympic代表取締役会長 株式会社三浦屋代表取締役会長兼社長 株式会社オー・エス・シー・フーズ代表取締役社長 株式会社OSCベーカリー代表取締役社長 株式会社Olympicセラー代表取締役社長 株式会社OSCライフプロダクツ代表取締役会長兼社長	54,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	かな ざわ のぶ ゆき 金 澤 伸 幸 (1982年6月26日生)	2016年2月 株式会社Olympic入社 2018年5月 株式会社ユアペティア取締役 2018年5月 株式会社動物総合医療センター取締役 2019年5月 株式会社ユアペティア代表取締役社長（現任） 2022年5月 当社取締役 2022年6月 株式会社ユアペティア・サロン代表取締役社長（現任） 2023年5月 株式会社Olympic常務取締役 2025年4月 当社代表取締役副社長（現任） 2025年4月 株式会社Olympic代表取締役副社長 2026年3月 株式会社動物総合医療センター代表取締役副社長 （現任） 2026年3月 株式会社Olympic代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Olympic代表取締役社長 株式会社ユアペティア代表取締役社長 株式会社ユアペティア・サロン代表取締役社長 株式会社動物総合医療センター代表取締役副社長	318,384株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	とよ なが くに ひこ 豊 永 国 彦 (1974年3月8日生)	1992年 3月 当社入社 2019年 5月 株式会社Olympic執行役員 2022年 5月 同社取締役 2024年 5月 当社取締役(現任) 2024年 5月 株式会社Olympic専務取締役 (現任) 2026年 3月 株式会社三浦屋取締役 (現任) 2026年 3月 株式会社魚がし鎌形代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Olympic専務取締役 株式会社三浦屋取締役 株式会社魚がし鎌形代表取締役社長	1,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任	あん どう たかし 安 藤 崇 (1970年8月25日生)	2005年11月 会計士補登録 2007年10月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2010年10月 公認会計士登録 2021年 7月 株式会社Olympic入社 2023年 5月 同社取締役 2024年 5月 同社常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Olympic常務取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	の だ とし ゆき 野 田 敏 幸 (1957年 1月14日生)	1980年 4月 国税庁入庁 2010年 7月 国税不服審判所部長審判官 2011年 7月 札幌国税不服審判所所長 2012年 7月 軽自動車検査協会理事 2014年 7月 広島国税不服審判所所長 2015年 7月 名古屋国税不服審判所所長 2016年 5月 当社社外取締役 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	もり ひで お 森 英 雄 (1955年1月18日生)	1977年4月 商工組合中央金庫 (現株式会社商工組合中央金庫) 入庫 2008年8月 同庫理事 2008年10月 同庫取締役常務執行役員 2013年6月 同庫代表取締役副社長 2016年8月 八重洲商工株式会社代表取締役社長 2018年6月 株式会社銀座山形屋社外監査役 2021年5月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社銀座山形屋監査役	0株

再任

社外

独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	こ やま さとる 小 山 智 (1962年5月17日生)	1986年4月 通商産業省 (現経済産業省) 入省 2003年7月 同省大臣官房参事官 (国会担当) 2006年10月 同省商務情報政策局商務課長 2009年7月 同省貿易経済協力局通商金融・経済協力課長 2011年7月 同省大臣官房参事官 (商務流通グループ・総合調整担当) 2012年7月 独立行政法人日本貿易保険 (現株式会社日本貿易保険) パリ事務所長 (欧州・アフリカ・中東地域総代表) 2015年4月 同法人理事 (本部) 2017年4月 経済産業省特許庁総務部長 2018年7月 復興庁統括官 (原子力災害復興担当) 2020年7月 経済産業省大臣官房付、辞職 2020年11月 一般社団法人日本建設機械工業会専務理事 (現任) 2022年5月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本建設機械工業会専務理事	0株

再任

社外

独立

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野田敏幸、森英雄及び小山智の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 野田敏幸氏は、国税庁において要職を歴任されており、会計、法理等に関する高い識見に基づいた的確な助言をいただくことにより監督機能を果たしていただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に会社の経営に関与されたご経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年になります。
4. 森英雄氏は、金融機関の経営者としてのご経験から、豊富な知見に基づいて当社の経営を適切に評価し監督するとともに、有益な助言をいただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年になります。
5. 小山智氏は、経済産業省をはじめ官公庁の要職を歴任されていることに加え、国際的な経験・知識も豊富であることから、その知見を活かして幅広い観点から助言、監督をいただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に会社の経営に関与されたご経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し

- ております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
6. 小山智氏は一般社団法人日本建設機械工業会専務理事であります。当社と一般社団法人日本建設機械工業会との間には取引関係はありません。
 7. 当社は、野田敏幸、森英雄及び小山智の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。なお、森英雄氏は2013年6月から2016年6月まで当社の借入先である株式会社商工組合中央金庫の代表取締役副社長に在任しておりましたが、退任してから9年以上経過しており、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
 8. 当社は、野田敏幸、森英雄及び小山智の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役詫間裕明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="text-align: center;"> <p>たく ま ひろ あき</p> <p>詫 間 裕 明</p> <p>(1956年11月29日生)</p> </div> </div>	1993年12月 株式会社データプラン入社 2008年5月 当社に転籍、総務部副部長 2009年2月 株式会社データプラン出向、同社部長 2015年1月 株式会社フォルム代表取締役社長 2023年3月 同社顧問 2024年5月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社OSCあまいけ監査役 株式会社オー・エス・シー・フーズ監査役 株式会社OSCベーカリー監査役 株式会社Olympicセラー監査役 株式会社OSCトレーディング監査役 株式会社OSCファストフードサービス監査役 株式会社グレインコーヒーロースター監査役 株式会社グー監査役 株式会社三浦屋監査役 株式会社動物総合医療センター監査役	7,800株

(注) 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 当社と株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「P P I H」といい、当社とP P I Hを併せて「両社」といいます。）は、2026年4月6日、両社の取締役会において、P P I Hを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

本株式交換は、当社については、本総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。なお、P P I Hについては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得ずに、本株式交換が行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（2026年7月1日予定）に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において、2026年6月29日付で上場廃止（最終売買日は2026年6月26日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は次のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

P P I Hグループ（P P I H並びに、その連結子会社70社、非連結子会社10社、持分法適用関連会社1社及び持分法非適用関連会社5社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、「顧客最優先主義」を企業原理に掲げ、「お客様に買い物を通じて、便利さ（コンビニエンス）、安さ（ディスカウント）、楽しさ（アミューズメント）を提供する」という独自の店舗コンセプトを掲げ、「必要な物を、必要な時に買う」だけでなく、買い物自体を楽しむ「時間消費型店舗」のビジネスモデルを通じて、P P I Hグループの長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。2026年3月31日現在、中核企業である株式会社ドン・キホーテが展開するビッグコンビニエンス&ディスカウントストアの「ドン・キホーテ」をはじめ、株式会社長崎屋（以下「長崎屋」といいます。）及びUDリテール株式会社とともに展開するファミリー向け総合ディスカウントストア「MEGAドン・キホーテ」及び「MEGAドン・キホーテUNY」、さらに、ユニー株式会社（以下「ユニー」といいます。）が運営する総合小売業「アピタ」、「ピアゴ」など、P P I Hグループの総店舗数は、国内663店舗、海外124店舗の合計787店舗

となっております。P P I Hグループを取り巻く環境は、少子高齢化の進行による市場規模の縮小、物価上昇による実質賃金の減少、価格競争の激化や業界再編、外国人旅行者の増大や外国人人口の増加等、大きく変化している状態にあります。想定される環境変化を収益機会と捉え、さらなる成長を実現するための戦略として、長期経営計画である「Double Impact 2035」を策定し、2035年6月期において売上高4兆2,000億円、営業利益3,300億円の達成を目指しております。

一方、当社グループ（当社並びに、その連結子会社27社、非連結子会社1社及び持分法非適用関連会社2社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、「正直を売る」を基本理念として「お客様に、鮮度・品質・価格において満足される商品を提供すること」また「取引先、地域社会、従業員に対して信頼される企業グループであり続けること」を経営の基本方針としております。この基本方針のもと、「より良い商品をより安く」提供しつづけることをモットーに、お客様、株主の皆様及び取引先の期待に応え、より豊かな社会の実現に貢献することを目指して経営を行ってまいりました。近年における当社グループを取り巻く経営環境として、少子高齢化による労働力の減少や人件費の高騰、業種・業態の垣根を越えた顧客獲得競争の激化に加え、お客様の価値観が一層多様化し、売場環境も激しく変化する等、一層の厳しさが増すことが想定される中、①1都3県でのドミナント化によるシェアの拡大、②ローコストオペレーションとキャッシュ・フロー重視、③専門店を指向した業態戦略、④当社グループの効率的運営と業容拡大施策の4点を基本戦略に事業拡大・収益力向上のための施策を推進してまいりました。しかしながら、物価高騰の影響による個人消費の低迷や異業種・異業態との競合・価格競争の加速、労務費・物流費の上昇等、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いており、足元の業績見通しについても不安定な状況が継続しております。このような状況下において、当社グループを取り巻く経営環境の大きな変化に対応しながら、中長期的な企業価値の向上を実現し、様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくためには、より強固な経営基盤を築くための戦略的なアライアンスを検討していく必要があるとの考えに至り、本経営統合の検討を開始いたしました。

そして、当社は、2026年1月に株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を通じて企業再編行為を伴う戦略的パートナーの選定に係る入札プロセス（以下「本入札プロセス」といいます。）を開始いたしました。その後、2026年1月下旬にP P I Hを含む5社から意向表明書を受領したことから、当社は、各候補先から受領した意向表明書の内容に基づき、各候補先における自社に対する理解、株式価値に対する評価、業容拡大に繋がる施策、企業再編のストラクチャー等について慎重に比較検討を行い、P P I Hを戦略的パートナーの最終候補先として選定いたしました。

その後、両社は協議を重ね、当社がP P I Hの完全子会社となることで、当社グループが有する食品・非食品の双方を含む幅広い事業に亘る強みを基盤としつつ、P P I Hが培ってきた調達

力、販促力、店舗運営ノウハウ及びスケールメリットを掛け合わせることによる、相互補完的なシナジーの創出が期待されるほか、当社が、非上場会社となることで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、迅速な意思決定のもと、より中長期的な視点での経営戦略を実現できる体制を構築することが可能であるとの認識に至りました。

以上より、両社は、P P I Hによる当社の完全子会社化が、今後の両社の更なる企業価値向上に資するものであり、両社の双方の株主の皆様にとっても有益なものであると判断したことから、2026年4月6日、両社の取締役会において本経営統合を行うことを決議し、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、両社が本経営統合によって期待できると考える具体的なシナジーは以下のとおりです。

① 出店・業態展開におけるシナジー

当社の店舗の約3分の2は東京都内に立地しており、首都圏におけるP P I Hグループの店舗網の拡大に大きく寄与するものです。商圏や立地条件を踏まえた検討の結果、P P I Hグループの既存店舗との競合が想定されるケースは限定的であり、店舗ネットワークの拡大が可能であると判断しております。

これらの店舗については、「ドン・キホーテ」又は「MEGAドン・キホーテ」等への業態転換を進めることで、P P I Hが掲げる今後10年間で約250店舗の出店計画の達成に寄与するものと見込んでおります。

また、P P I Hが2035年までに200~300店舗の展開を計画している新業態「ロビン・フード」についても、本株式交換により関東圏を中心とした面的な展開が可能となり、新業態の立ち上げ及び出店スピードの加速が見込まれます。

② 既存事業とのシナジー（MD・運営面）

P P I Hグループと当社グループが有する食料品及び日用品における価格競争力と、当社グループが強みとする非食品カテゴリーの専門性を融合することで、P P I Hグループ全体の非食品分野の競争力強化につながるものと考えております。

また、仕入帳合の統一等を通じた原価低減効果により、主として当社グループの収益性改善を見込んでおります。加えて、ディスカウント事業や非食品専門分野に親和性の高い人材の獲得、及びユニーや長崎屋での実績を活かしたP M Iの推進により、統合効果を早期に顕在化させてまいります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社が、P P I Hとの間で2026年4月6日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社Olympicグループ（以下「乙」という。）は、2026年4月6日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
住所：東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

（2）乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社Olympicグループ
住所：東京都国分寺市本町四丁目12番1号

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下本条において同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式の数の合計に1.18を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.18株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項の定めに基づき基準時における乙の株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理する。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第8条 (剰余金の配当)

甲及び乙は、本契約締結日後、(i)本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条 (自己株式の消却)

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第10条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但し書きの規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、かかる甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 甲又は乙において、法令に基づき、本株式交換を実行するために本効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が取得できなかった場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第12条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲又は乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。
2. 本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲乙間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙

が誠実に協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026年4月6日

甲：東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表取締役社長CEO 森屋 秀樹

乙：東京都国分寺市本町四丁目12番1号
株式会社Olympicグループ
代表取締役社長 大下内 徹

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	P P I H (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.18
本株式交換により 交付する株式数	P P I Hの普通株式：27,105,250株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、P P I Hの普通株式（以下「P P I H株式」といいます。）1.18株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するP P I H株式の株式数

上記のP P I H株式の数は、2025年11月30日時点における当社株式の発行済株式総数(23,354,223株)及び自己株式数(383,672株)に基づいて算出しております。

P P I Hは、本株式交換に際して、P P I H株式27,105,250株(予定)を、P P I Hが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様(ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。)に対して、割当交付する予定です。交付する株式は、P P I Hが保有する自己株式を充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、P P I Hの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる当社の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、P P I H株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

ア 単元未満株式の買取請求制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、P P I Hの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをP P I Hに対して請求することができる制度です。

イ 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及びP P I Hの定款の規定に基づき、P P I Hの単元未満株式を保有する株主の皆様が、P P I Hに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数のP P I H株式を売り渡すことを請求し、これをP P I Hから買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、P P I H株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当するP P I H株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主

の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、P P I Hは第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、当社は第三者算定機関として合同会社デロイト トーマツ（以下「デロイト トーマツ」といいます。）を起用いたしました。

P P I Hにおいては、下記（４）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、P P I Hの第三者算定機関であるプルータスから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、P P I Hが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、P P I Hが、過去にM&Aを通じてP P I Hグループの事業基盤の拡大の実現や、買収先のブランド、商品、調達・物流機能及び運営ノウハウの活用によるシナジーの創出をしてきた実績を勘案して本経営統合によるシナジーが具体的に見込めるか否かを含め、本株式交換比率について慎重に協議・検討した結果、プルータスから2026年4月3日付で取得した株式交換比率算定書に記載のとおり市場株価法の上限值を上回っているものの、下記イ「算定に関する事項」に記載のとおり、本経営統合によるシナジーを含んだ事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく株式交換比率の算定結果のレンジに収まっていることから、本株式交換比率は妥当であり、P P I Hの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記（４）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、当社がP P I Hに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、デロイト トーマツから2026年4月3日付で取得した株式交換比率算定書に記載の市場株価法及びDCF法に基づく株式交換比率の算定結果のレンジの上限を上回っていることから、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株

式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、各社の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

イ 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

P P I Hの第三者算定機関であるプルータス及び当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、本株式交換に係るプルータスに対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、本株式交換に係るデロイト トーマツに対する報酬には、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式交換の公表等を条件とする成功報酬が含まれておりますが、当社は、報酬の一部を成功報酬とすることには、本株式交換が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であること等を勘案すれば、本株式交換の公表等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

(ii) 算定の概要

プルータスは、P P I Hについては、P P I H株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2026年4月3日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2026年3月31日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採

用しております。)を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。なお、当社株式の売却に関する雑誌による憶測報道(2026年4月1日)(以下「本憶測報道」といいます。)による株価への影響を排除するため、当社の市場株価の基準日は2026年3月31日としております。DCF法においては、当社の過去の財務情報等を基礎として、PPIHがPPIH及び当社から独立した経営戦略アドバイザーであるプロフィックス株式会社の助言を受け作成した事業計画(以下「本事業計画」といいます。)をもとに、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、本事業計画においては本経営統合によるシナジーを含むものであり、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2029年2月期から2031年2月期にかけて前年までの「ドン・キホーテ」、「MEGAドン・キホーテ」又は「ロビン・フード」への業態転換を進めることによる設備投資の効果により、2029年2月期は前年比で71.2%、2030年2月期は443.4%、2031年2月期は82.3%の増益が見込まれており、2027年2月期は業態転換に伴う設備投資額の増加に伴いフリー・キャッシュ・フローは前年比で928.9%の減少が見込まれております。また、当社において2026年2月28日を基準日とした期末配当が行われないことを前提としております。

各評価手法によるPPIH株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.44~0.48
DCF法	1.05~2.37

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びプルータスに提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の将来の財務見通しその他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としており、また、本事業計画は、PPIH

が現時点で入手可能な情報及び合理的と考える前提を踏まえて作成したものであることを前提としております。プルータスの算定は2026年4月3日までにプルータスが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、プルータスの算定は、P P I Hの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としておりません。

他方、デロイト トーマツは、P P I Hについては、P P I H株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、P P I Hについては、2026年4月3日を算定基準日として、P P I H株式の東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を、当社については、本株式交換の公表日の前営業日である2026年4月3日（基準日①）及び2026年4月1日の本憶測報道による株価の影響を排除するため、かかる報道がなされる前の取引日である2026年3月31日（基準日②）を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における各算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用して算定を行いました。DCF法においては、当社より提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、デロイト トーマツがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、価格政策の見直しやグループ会社間・部門間の連携強化を通じた集客力強化・販売数量増加による売上増加及び取引先の集約・輸送ルートの見直し等による利益率の改善により、2026年2月期から2027年2月期にかけて営業損益が約34億円の改善を見込んでおり、2028年2月期は前年比で82.7%、2029年2月期は前年比で46.2%、2030年2月期は前年比で36.4%の増益が見込まれております。また、2029年2月期は前年比で66.6%、2030年2月期は前年比で37.0%のフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。なお、本株式交換により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には反映しておりません。また、当社において2026年2月28日を基準日とした期末配当が行われないことを前提としております。

各評価方法による P P I H 株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法①	0.44～0.65
市場株価法②	0.43～0.48
D C F 法	0.75～1.01

デロイト トーマツは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツの株式交換比率の算定は、2026年4月3日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

(2) P P I H の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する P P I H の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って P P I H が適当に定めることとされております。かかる取扱いは、P P I H の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

(3) 交換対価として P P I H 株式を選択した理由

当社及び P P I H は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である P P I H 株式を選択いたしました。

当社は、かかる交換対価につき、① P P I H 株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されているこ

と、及び②当社の株主の皆様は、P P I H株式を交換対価として受け取ることにより上記1.「本株式交換を行う理由」に記載の本株式交換によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2026年7月1日を予定）をもって、当社はP P I Hの完全子会社となりますので、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て、2026年6月29日付で上場廃止（最終売買日は2026年6月26日）となる予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様は割り当てられるP P I H株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については本株式交換の効力発生以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、本株式交換により、P P I Hの単元未満株式を保有することとなる当社の株主の皆様においては、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取請求制度・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細につきましては、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年6月26日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

（4）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置

本株式交換による本経営統合により、上場会社である当社がP P I Hの株式交換完全子会社となることから、両社は本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

ア 入札手続の実施

上記1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、当社は2026年1月にみずほ銀行を通じて本入札プロセスを開始いたしました。その後、2026年1月下旬にP P I Hを含む

5社から意向表明書を受領したことから、当社は、各候補先から受領した意向表明書の内容に基づき、各候補先における自社に対する理解、株式価値に対する評価、業容拡大に繋がる施策、取得ストラクチャー等について慎重に比較検討を行い、P P I Hを戦略的パートナーの最終候補先として選定いたしました。

以上のとおり、当社は本入札プロセスを実施し、幅広く自社の戦略的選択肢の提案を受ける機会を確保しております。

イ 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

P P I Hは、両社から独立した第三者算定機関であるプルータスを選定し、2026年4月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②イ「算定に関する事項」をご参照ください。他方、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツを選定し、2026年4月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②イ「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社はいずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

ウ 独立した法律事務所からの助言

本株式交換を含む本経営統合の法務アドバイザーとして、P P I Hは長島・大野・常松法律事務所を、当社はシティニューワ法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、長島・大野・常松法律事務所及びシティニューワ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

P P I Hと当社は、本株式交換を行うことを決議した2026年4月6日現在において、相互に株式を保有しておらず、相互に役員を派遣する等の人的関係はなく、また、その他に特段の資本関係、人的関係及び取引関係はないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社の間には特段の利益相反関係は生じないと考えられることから、上記①「公正性を担保するための措置」のほか、特別な措置は講じておりません。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) P P I Hの定款の定め

P P I Hの定款は、法令及び当社定款第13条第2項に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、当社ウェブサイト（<https://www.olympic-corp.co.jp/ir/meeting>）、株主総会資料 掲載ウェブサイト（<https://d.sokai.jp/8289/teiji/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

P P I H株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

P P I H株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において、取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2026年4月6日）の前営業日を基準日として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるP P I H株式の終値の平均値は、それぞれ997.9円、968.4円及び958.8円です。また、P P I H株式の市場価格等は、東京証券取引所のウェブサイト(<https://www.jpx.co.jp/>)等でご覧いただけます。

(4) P P I Hの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

P P I Hは、いずれの事業年度においても、金融商品取引法第24条第1項により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) P P I Hの最終事業年度に係る計算書類等の内容

P P I Hの最終事業年度（2024年7月1日から2025年6月30日）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、当社ウェブサイト（<https://www.olympic-corp.co.jp/ir/meeting>）、株主総会資料 掲載ウェブサイト（<https://d.sokai.jp/8289/teiiji/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しております。

(2) 当社及びP P I Hにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

① 当社

ア 当社は、2026年4月6日開催の取締役会において、P P I Hとの間で、P P I Hを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、上記2. 「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

イ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

② P P I H

ア P P I Hは、2025年8月18日付の取締役会決議に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、P P I H株式1株につき5株の割合による株式分割を実施いたしました。また、P P I Hは、当該株式分割前においては、毎年6月30日または毎年12月31日時点のP P I Hの株主名簿にそれぞれ記載または記録された、100株以上保有する株主に対してP P I Hグループの電子マネー「majica」のポイントを贈呈しておりましたが、当該株式分割に伴い、2025年12月31日を基準日としてP P I Hの株主名簿に記載または記録された株主に対する株主優待より、株式分割後の株式数を対象に、以下の基準を適用いたしました。

保有株式数	優待内容
100株以上300株未満	300円分のmajicaポイントの贈呈
300株以上500株未満	1,000円分のmajicaポイントの贈呈
500株以上	2,000円分のmajicaポイントの贈呈

イ P P I Hは、2026年4月6日開催の取締役会において、当社との間で、P P I Hを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、上記2. 「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

以上

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済はインバウンド需要の回復やDX・省人化設備投資の活発化を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。小売業界におきましては、インバウンド需要の増加が寄与した一方、地政学リスクや円安の継続、原材料高に起因する物価高騰が実質賃金を上回ったことで、消費者の節約志向が一層強まりました。経営面では、エネルギー価格や物流コストの高騰、最低賃金引き上げに伴う労務費の増加が収益を圧迫し、価格転嫁と集客のバランスが問われる厳しい経営環境となりました。

このような環境下、当社グループではお客様のニーズにお応えしつつ、一層の経営効率の改善と次なる成長への基盤確立を目指して様々な施策を実施してまいりました。

食品分野におきましては、「Olympic」、「あまいけ」、「三浦屋」の3つのブランドで、お客様に選んでいただける特徴ある店づくり、人づくり、商品づくりを進めると共に、価格、アイテムの整理を行なってまいりました。「Olympic」では、製造と販売を一体化し、お客様のニーズに素早くお応えできる体制にいたしました。「あまいけ」では、店舗運営の標準化によりコスト低減を図りつつ、地域密着スーパーとしてお客様に親しまれる店作りを目指しました。「三浦屋」では、システム統合などグループ化によるメリットを享受しつつ、地方銘菓など三浦屋にしかない品揃えを実施してまいりました。また、外販部門(給食事業)では、八王子営業所を新設し、新規営業強化に取り組んでおります。

非食品分野におきましては、ディスカウントストア、ペット、DIY・ガーデニング、住宅設備、自転車など幅広い分野でお客様のニーズにお応えしてまいりました。ディスカウントストアでは、日用必需品を中心にした品揃えで季節や地域に合わせたお客様のニーズに対応するとともに、在庫圧縮を進め経営効率の改善に努めました。ペット事業では、「ユアペティア」、「動物総合医療センター」、「ユアペティア・サロン」が連携し、お客様に高い満足を提供できるサービス体制を構築いたしました。DIY・ガーデニング事業では、「おうちDEPO」がプロのお客様、一般のお客様双方に向け、きめ細かい需要に応じてまいりました。「住宅設備分野」では、「OSCホームファシリティ」がエアコン設置など「住まいの困りごと解決」に注力すると共に、家電製品や内装・外装リフォーム事業を強化し、事業規模を大きく拡大いたしました。「自転車事業」では、「サイクルオリンピック」、「OSCサイクル」が連携し、PBなど独自商品の開発・ECサイトを含む販売強化に取り組むことで他社との差別化を図っております。

上記の通り、今期は各分野で既存店の売場改装など積極的な営業活動を推進するとともに、経営効率の向上に向けて、経営資源を集中させるために、10店舗を閉鎖いたしました。

管理面では、前年に続き高い水準の賃上げを実施したうえで、グループ全体を通じた店舗運営

の改善による業務の効率化を進め、徹底した経費の削減に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高に営業収入を加えた営業収益は981億57百万円（前期比0.5%減）となり、客数の回復及び競合店対策としての主力商品の値下げが発生したこと、並びに閉鎖店舗における売り尽くしセールの影響により営業総利益は368億48百万円（前期比1.2%減）となり、営業損失は23億72百万円（前期は51百万円の営業利益）、経常損失は26億21百万円（前期は1億64百万円の経常損失）となりました。また、店舗の閉鎖に係る営業補償金、和解金の受取がありましたものの店舗閉鎖損失や減損損失を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失は37億98百万円（前期は67百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社グループ全体の部門別の売上高は、次のとおりであります。

部門の名称	連結売上高	構成比	前期比
食品部門	62,179百万円	68.5%	103.3%
非食品部門	28,630	31.5	91.3
合計	90,809	100.0	99.2

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は9億69百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に取得した主要設備

・三浦屋八王子営業所の新設

ロ. 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

ハ. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

・三鷹店の撤去

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社である株式会社Olympic、株式会社OSCミートおよび株式会社OSCフィッシュは、2025年9月1日を効力発生日として、株式会社Olympicを存続会社、株式会社OSCミートおよびOSCフィッシュを消滅会社とする吸収合併を行いました。本合併により、株式会社Olympicは株式会社OSCミートおよびOSCフィッシュの事業に関する全ての権利義務を承継しております。

⑦ 他の会社(外国会社を含む)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 51 期 (2023年2月期)	第 52 期 (2024年2月期)	第 53 期 (2025年2月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売 上 高 (百万円)	85,906	84,562	91,557	90,809
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	156	51	△164	△2,621
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	108	△477	△67	△3,798
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	4.73	△20.79	△2.94	△165.37
総 資 産 (百万円)	64,961	65,003	69,723	64,648
純 資 産 (百万円)	26,585	25,784	25,155	21,062
1株当たり純資産 (円)	1,157.37	1,122.47	1,095.12	916.93

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	本店所在地	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社Olympic	東京都国分寺市	100百万円	100%	食品、生活用品、スポーツ・レジャー用品等の販売
株式会社OSCあまいけ	東京都東久留米市	10百万円	100% (100%)	食品の販売
株式会社三浦屋	東京都杉並区	100百万円	100% (100%)	食品の販売
株式会社オー・エス・シー・フーズ	東京都国分寺市	100百万円	100%	惣菜等の製造・卸売
株式会社OSCベーカリー	東京都国分寺市	10百万円	100% (100%)	パンの製造・卸売
株式会社Olympicセラー	東京都国分寺市	10百万円	100% (100%)	酒類の販売
株式会社OSCファストフードサービス	東京都国分寺市	10百万円	100%	フードコートの実業
株式会社グレインコーヒーロスター	東京都国分寺市	10百万円	100%	コーヒーショップの実業、コーヒー製品の製造・卸売
株式会社グウー	東京都渋谷区	100百万円	100%	惣菜等の製造・小売

会 社 名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社サイクルオリンピック	東京都国分寺市	100百万円	100%	自転車及び関連用品の販売
株式会社OSCサイクル	東京都国分寺市	30百万円	100%	自転車及び関連用品の企画・開発等
株式会社ユアペティア	東京都国分寺市	100百万円	100%	ペット及び関連用品の販売、ペットマナー教室の運営
株式会社ユアペティア・サロン	東京都国分寺市	10百万円	100% (100%)	トリミングサロン、ペットホテルの運営
株式会社動物総合医療センター	東京都国分寺市	30百万円	100%	動物病院の運営
株式会社おうちDEPO	東京都国分寺市	100百万円	100%	DIY・ガーデニング用品の販売
株式会社OSCホームファシリティ	東京都国分寺市	20百万円	100%	建築・設備工事、住宅設備機器の販売・施工
株式会社シューズフォレスト	東京都国分寺市	10百万円	100%	靴の販売
株式会社フォルム	東京都国分寺市	100百万円	100%	店舗開発
株式会社OSCクリンネス	東京都国分寺市	10百万円	100%	清掃業
株式会社キララ	東京都昭島市	300百万円	100%	物流センターの管理運営
株式会社スコア	東京都国分寺市	30百万円	100%	システムの提案、開発、導入後の運用・サポート
株式会社アバンセ	東京都杉並区	100百万円	100%	保険代理業

(注) 1. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 前事業年度において連結子会社でありました(株)OSCミート及び(株)OSCフィッシュは、2025年9月1日をもって当社100%出資の子会社(株)Olympicを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

2026年度の日本経済は実質賃金の上昇に伴う個人消費の緩やかな回復が見込まれる一方、地政学リスクに伴うエネルギー・原材料・物流コストの高騰は今後も継続する見通しで、異業種参入による競争激化も加わり、小売業界の経営環境は引き続き厳しい状況が予想されます。こうした環境下、当社グループは集客数の強化と構造改革による経営効率の向上を最重要課題と位置づけ、次なる成長へ向けた施策を強力に推進してまいります。

食品分野において「Olympic」は、『①カテゴリー強化、②生産性向上、③調達力強化、④ブランド認知向上、⑤地域No.1』、「あまいけ」は、『お客様に選ばれる商品の強化』、「三浦屋」は、『三浦屋ならではの特別なお買い物体験の提供』を掲げます。また、「三浦屋」外販部門では新設の八王子営業所周辺エリアの新規ユーザー開拓に注力すると共に物流効率化を実現し、さらなる収益率の向上に努めてまいります。

非食品分野において、ディスカウントストアは、生活雑貨、インテリア、衣料品、スポーツ・アウトドア用品、靴・バッグ等、多岐にわたる魅力ある商品を常時取り揃え、店舗改装およびレイアウトの最適化を通じて、買い物しやすくご来店いただける売場づくりに努めてまいります。ペット事業は、「ユアペティア」、「動物総合医療センター」、「ユアペティア・サロン」の連携により、ペットに関する総合サービス『ゆりかごから旅立ちまで』を実現すると共に、当社PB商品に特化したECサイトを開設し販路の拡大および顧客接点の強化を図ります。DIY・ガーデニング事業は、「おうちDEPO」が、『職人さんにとって便利でお得』『一般のお客様が気軽にお買い物いただける』をコンセプトとした店づくりに努めてまいります。住宅設備事業では、「OSCホームファシリティ」が、家電販売から設備工事、施工後のメンテナンスまでをワンストップで提供する体制を構築し、他社との差別化を図ります。自転車事業では、「サイクルオリンピック」と「OSCサイクル」が連携することで「Root One」等の独自商品のさらなるブラッシュアップ、PB電動アシスト自転車の導入および商品ラインナップの拡充を推進し、市場競争力の向上を目指します。

管理面では、引き続き人材の適正配置、業務効率化を通じてコスト削減を図って参ります。

これらの施策の取り組みを通じ、当社グループの基本理念である『正直を売る』をお客様への変わらぬお約束とし、『Olympicの商品だから、安心して買える、信頼できる』とのご評価をいただけるようグループ全社全従業員が一丸となって取り組むことで、企業価値の向上に努めてまいります。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態 (2026年2月28日現在)

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
大下内 徹	代表取締役社長	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic代表取締役社長 株式会社三浦屋代表取締役会長 株式会社オー・エス・シー・フーズ代表取締役社長 株式会社OSCベーカリー代表取締役社長 株式会社Olympicセラー代表取締役社長 株式会社グー代表取締役社長 株式会社OSCライフプロダクツ代表取締役会長兼社長
金澤 伸幸	代表取締役副社長	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic代表取締役副社長 株式会社ユアペティア代表取締役社長 株式会社ユアペティア・サロン代表取締役社長 株式会社動物医療センター代表取締役副社長
金澤 祥貴	取締役	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic代表取締役副社長 株式会社OSCあまいけ代表取締役社長 株式会社三浦屋代表取締役社長
豊永 国彦	取締役	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic専務取締役
木村 芳夫	取締役	総務部長 (重要な兼職の状況) 株式会社Olympic専務取締役 株式会社OSCあまいけ取締役 株式会社OSCクリンネス代表取締役社長
森 威文	取締役	人事部長 (重要な兼職の状況) 株式会社Olympic専務取締役 株式会社スコア代表取締役社長

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
野田 敏幸	取締役	
森 英雄	取締役	(重要な兼職の状況) 株式会社銀座山形屋社外監査役
小山 智	取締役	(重要な兼職の状況) 一般社団法人日本建設機械工業会専務理事
茂木 親	常勤監査役	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic監査役 株式会社オー・エス・シー・フーズ監査役 株式会社シューズフォレスト監査役 株式会社サイクルオリンピック監査役 株式会社OSCサイクル監査役 株式会社ユアペティア監査役 株式会社ユアペティア・サロン監査役 株式会社動物総合医療センター監査役 株式会社おうちDEPO監査役 株式会社OSCホームファシリティ監査役 株式会社フォルム監査役 株式会社OSCクリンネス監査役 株式会社キララ監査役 株式会社スコア監査役 株式会社アバンセ監査役
詫間 裕明	常勤監査役	(重要な兼職の状況) 株式会社OSCあまいけ監査役 株式会社三浦屋監査役 株式会社オー・エス・シー・フーズ監査役 株式会社OSCベーカリー監査役 株式会社Olympicセラー監査役 株式会社OSCファストフードサービス監査役 株式会社グレインコーヒーロースター監査役 株式会社グウー監査役 株式会社動物総合医療センター監査役
繁樹 江里	監査役	(重要な兼職の状況) 青山学院大学教授
田畑 晶司	監査役	(重要な兼職の状況) 田畑晶司税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役会長金澤良樹氏は、2025年9月5日に逝去により退任いたしました。
2. 取締役野田敏幸、森英雄及び小山智の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役繁樹江里及び田畑晶司の両氏は、社外監査役であります。
監査役田畑晶司氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり

ます。

4. 監査役田畑晶司氏は、税理士の資格を有しております。
5. 当社は野田敏幸、森英雄、小山智、繁樹江里及び田畑晶司の各氏を東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員として届出し、受理されております。
6. 当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当該方針の内容の概要は次のとおりです。

- ・基本報酬は、役位、在籍年数、業績等をもとにして年俸として額を定めます。
- ・業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入いたしません。
- ・報酬等を与える時期又は条件は、年俸として毎月与えることを基本として決定いたします。
- ・各取締役の評価を総合的に適切に行うため、代表取締役社長に個人別の報酬等の内容の決定の全部を委任いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	46百万円 (22)	46百万円 (22)	-百万円 (-)	-百万円 (-)	6名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	15 (6)	15 (6)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	62 (28)	62 (28)	- (-)	- (-)	10 (5)

- (注) 1. 取締役10名(当事業年度中に退任した取締役1名を含む)のうち6名は、兼任する当社子会社より報酬等を支給しております。
2. 取締役の報酬限度額は、1998年5月28日開催の第26回定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年5月27日開催の第21回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 取締役会は、各取締役の評価を総合的に適切に行うため、代表取締役社長大下内徹に個人別の報酬等の内容の決定の全部を委任しております。

